

平成23年10月11日

第2325号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目次

告 示	
○生活保護法による介護機関の指定（424・福祉政策課）	1
公 告	
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）	2
議会規則	
○秋田県議会会議規則の一部を改正する規則（1・議事課）	2
教育委員会告示	
○教育委員会会議の開催（16・教育庁総務課）	4

## 告 示

## 秋田県告示第424号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年10月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
平和ケアセンター	平和観光タクシー株式会社	仙北市角館町上新町25-5	介護予防訪問介護	平成23年6月1日
ショートステイ松の杜	株式会社Aozora	潟上市天王字大長根85-6	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成23年9月1日
ショートステイひなたぼっこ	株式会社大日向建築	にかほ市三森字午の浜117-1	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成23年8月1日
グループホームかがやき	株式会社大日向建築	にかほ市三森字午の浜126-1	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	平成23年8月1日
なないろ居宅介護支援センター	有限会社夏井家具店	男鹿市船川港船川字元浜町209-1	居宅介護支援事業	平成23年6月1日
元気ハウスきたうら	有限会社水谷	大仙市太田町齊内字中田201	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成23年9月1日
アルメリアの里	株式会社アルメリアの里	由利本荘市浜三川字西大台137-18	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、通所介護、介護予防通所介護	平成23年9月15日

## 公 告

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)
1	能代市向能代字トトメキ104番29	宅地	1,364.58	7,655,000
2	能代市向能代字トトメキ104番46	宅地	1,856.66	10,415,000

## 2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1～2	山本地域振興局総務企画部 総務経理課総務班（電話0185-52-6203） 〒016-0815 能代市御指南町1番10号）	平成23年10月11日（火）から同年11月9日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## 3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	山本地域振興局庁舎第1会議室	平成23年11月10日（木）午前10時30分
2	山本地域振興局庁舎第1会議室	平成23年11月10日（木）午前11時15分

## 4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

## 5 入札参加申込みに必要な書類等

- (1) 個人の場合  
住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
- (2) 法人の場合  
法人の登記事項証明書

## 6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

## 7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。  
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

## 8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

## 9 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2735）に照会のこと。

## 議 会 規 則

秋田県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十一日

秋田県議会議長 大里 祐一

## 秋田県議会規則第一号

秋田県議会会議規則の一部を改正する規則

秋田県議会会議規則(昭和三十二年秋田県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「終らない」を「終わらない」に、「取消」を「取消し」に、「取下」を「取下げ」に、「写」を「写し」に改める。

第四条第三項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第六条第三項中「、又は」を「又は」に改める。

第七条第一項中「土曜日、日曜日及び休日は、会議を開かない」を「秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日は、休会とする」に改め、同条に次の一項を加える。

3 議長が特に必要があると認めるときは、前項の規定による休会の日でも会議を開くことができる。

第十七条中「聞く」を「聴く」に改める。

第二十条及び第二十一条中「終つた」を「終わった」に改める。

第二十三条中「聞く」を「聴く」に改め、「また」を削る。

第二十三条の二第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、議会運営委員会が法第九百九条の二第四項の調査をしようとするときについて準用する。

第二十七条第二項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第二十九条第一項中「聞こう」を「聴こう」に、「委員会」を「委員会」に改め、同条第二項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第三十条第二項中「聞こう」を「聴こう」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「こえ」を「超え」に改める。

第三十二条の二第二項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前三条の規定は、参考人について準用する。

第三十三条及び第三十五条第三項中「終つた」を「終わった」に改める。

第三十七条第一項中「終つた」を「終わった」に改め、同条第二項中「終らない」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第三十八条第三項中「会議中」を「会議中に」に改める。

第三十九条中「現に」を削り、「在る」を「現在する」に、「規定による宿所について文書」を「常時連絡の場所又は宿所において文書又は口頭」に改める。

第四十条中「かえる」を「代える」に改める。

第四十一条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第四十三条の見出し中「終らない」を「終わらない」に改め、同条中「、又は」を「又は」に、「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第四十六条中「まつて」を「待つて」に改める。

第四十七条第一項中「審査」を「審査し、」に、「を報告し」を「の報告をし」に改め、「少数意見者で」を削り、「手続を行つた」を「規定により報告書を提出した」に改め、同条第四項中「こえて」を「超えて」に改める。

第四十九条中「委員長の報告及び少数意見」を「第四十七条第一項(委員長及び少数意見の報告)」に改め、「規定による提出者の」を削り、「終つた」を「終わった」に改める。

第五十条中「第四十七条」を「第四十七条第一項(委員長及び少数意見の報告)」に改め、「第四十八条」の下に「(付託を省略した事件の趣旨説明)の趣旨説明」を加え、「終つた」を「終わった」に、「討論」を「及び討論」に改める。

第五十三条第一項中「ある」の下に「と認める」を加え、同条に次の一項を加える。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について特に必要があると認めるときは、議長の許可を得て、中間報告をすることができる。

第五十六条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第五十七条第三項中「すべて」を「全て」に、「終つた」を「終わった」に改め、同条第六項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第五十九条中「すべて」を「全て」に、「又は」を「、又は」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第六十条第二項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第六十一条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第六十二条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。

第六十三条中「、また」を削る。

- 第六十四条中「当つて」を「当たつて」に改める。
- 第六十五条第二項中「はかつて」を「語つて」に改める。
- 第六十六条中「終つた」を「終わった」に改める。
- 第六十九条第二項中「終る」を「終るる」に改める。
- 第七十条第一項中「終つた後、」を「終わったとき」に改め、同条第二項中「はかつて」を「語つて」に改める。
- 第七十一条中「終つた」を「終わった」に改める。
- 第七十五条第二項「又は」を「又は」に改める。
- 第七十七条第四項中「第八十八条第二項」の下に「(投票による選挙)」を加える。
- 第七十七条の二第二項中「第八十八条第一項」の下に「(投票による選挙)」を加える。
- 第七十九条中「はかる」を「語る」に改める。
- 第八十条第二項中「ついで、」の下に「議員から」を加え、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。
- 第八十八条第三項中「終つた」を「終わった」に改め、同条第五項中「はかつて」を「語つて」に改め、同条第六項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条第七項中「終つた」を「終わった」に改める。
- 第八十九条中「若しくは」を「若しくは」に、「又は」を「又は」に改める。
- 第九十条中「はかつて」を「語つて」に改める。
- 第九十一条中「あわせて」を「併せて」に改める。
- 第九十七条第一項中「終つた」を「終わった」に、「の規定による」を「に規定する」に改める。
- 第九十八条の見出し中「取下」を「取下げ」に改め、同条中「取下げしよう」を「取り下げよう」に改める。
- 第一百条第二項中「はかつて」を「語つて」に改める。
- 第一百一条第二項中「準用する」を「準用する」に改める。
- 第一百三条中「(付託)」の下に「の省略」を加える。
- 第一百三三条中「すべて」を「法又はこの規則に定めるもののほか、」に、「はかつて」を「語つて」に改める。
- 第一百四十四条第二項中「かかる」を「係る」に改める。
- 第一百五五条中「(付託)」の下に「の省略」を加える。
- 第一百六十六条中「かわつて」を「代わつて」に改める。
- 第一百七十七条中「が戒告」を「が戒告し、」に改める。
- 第一百八十八条中「こえる」を「超える」に改める。
- 第二百二十三条中「すべて」を「全て」に改める。
- 第二百二十六条(見出しを含む。)中「写」を「写し」に改める。
- 第二百二十七条の見出し中「写」を「写し」に改め、同条中「会議録」を「写し」に、「取消」を「取消し」に改める。
- 第二百二十八条中「はかつて」を「語つて」に改める。
- 第二百二十九条第一項の表全員協議会の項中「議案の審査」を「県政の課題」に改め、同条第二項中「前項で」を「前項に」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教育委員会告示

### 秋田県教育委員会告示第16号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成23年10月11日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

- 1 日時  
平成23年10月13日午後2時
- 2 場所  
教育委員会委員室
- 3 案件
  - (1) 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見についての専決処分報告について
  - (2) 校長の人事についての専決処分報告について
  - (3) あきたの教育振興に関する基本計画案について
  - (4) 秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について
  - (5) 秋田県立図書館協議会委員の任命について

(6) その他

発 行 者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王七丁目5番29号